

近現代における内モンゴル東部地域の農業変遷-遊牧による牧畜業から定住放牧と耕種農業に至る過程-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学農学部 公開日: 2015-08-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 暁, 剛, 池上, 彰英 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17415

〔研究論文〕

近現代における内モンゴル東部地域の農業変遷 —遊牧による牧畜業から定住放牧と耕種農業に至る過程—

曉 剛¹・池上 彰英²

(2014年10月7日受理)

Change in the agriculture of eastern Inner Mongolia in the modern era —The process of change from nomadic pasturage to sedentary pasturage and crop farming—

Gang XIAO and Akihide IKEGAMI

Abstract

This paper aims to clarify the transformation in the structure of agriculture in the eastern part of Inner Mongolia, focusing on the relationship between Han immigrants and cropland development. The research method used for this paper is historical sample analysis, mainly from Tongliao city, notably Horqin-Zuoyi-Houqi taken from local history annals and public records. The paper concludes that agriculture in the eastern part of Inner Mongolia has shifted from nomadic pasturage, being affected by Han immigrants and related policies, to mixed farming; which has achieved a balance between sedentary pasturing and crop farming. This mixture of sedentary pasturing and crop farming is the most obvious feature of current agriculture in the eastern part of Inner Mongolia.

Key words: Han immigrants, Cultivation, Settlement, Mixed farming of sedentary pasturing and crop farming, Transformation of agriculture

本稿の目的は、近現代における内モンゴル東部地域の農業変遷を、とくに漢族移民および土地開墾との関係において、明らかにすることにある。研究方法としては、主に哲里木盟（現通遼市）とくにホルチン左翼後旗の地方誌および公文書（档案資料）を用いた歴史事例分析の手法を用いた。本稿の結論は、内モンゴル東部地域の農業は、遊牧による牧畜業から、定住放牧による牧畜業と耕種農業とを両立させた半農半牧畜業に転換したというものである。半農半牧畜業は、現在の内モンゴル東部地域の農業の最大の特徴である。

キーワード：漢族移民，土地開墾，定住，半農半牧畜業，農業変遷

1. はじめに

内モンゴル自治区（以下、内モンゴル）は東西に長く、自然条件は地域により大きく異なり、土地資源は砂漠、草原（放牧地と採草地を含む）、耕地、林地、山地が混在している（注1）。主な草原地域は中部の

¹ 明治大学大学院農学研究科

² 明治大学農学部

所在地：〒214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田 1-1-1

連絡先：akihide@meiji.ac.jp

電話・Fax：044-934-7122

錫林郭勒盟と、東部の呼倫貝爾市の一部（大興安嶺山脈の西側に広がる高原地帯）に限定される。とくに錫林郭勒は、天然牧草に頼る牧畜業が中心で、耕種農業の割合が低い盟である。一方、耕種農業は西部の黄河流域を除けば、東部の大興安嶺山脈の東側に広がる平原地帯と西遼河兩岸に限定される。内モンゴル東部地域には、行政区画としては呼倫貝爾（フロンボイル）市、興安盟、通遼市、赤峰市（図1参照）が含まれ、内モンゴル全体の耕地面積の約8割を占めている（注2）。内モンゴル東部地域では耕種農業が盛んであるが、牧畜業を放棄したわけではない。

2010年の内モンゴル総人口2,471万人のうち、モンゴル族（注3）人口は423万人（17.1%）にすぎないが、そのうち317万人（74.9%）は東部地域の通遼市、赤峰市、興安盟、呼倫貝爾市に居住している。内モンゴル東部地域のモンゴル族人口は、同年のモンゴル国の総人口である271万人をも上回っており、モンゴル族が世界で最も集中している地域といえる。内モンゴル東部地域のなかで、モンゴル族人口が最も多いのは通遼市の144万人であり、同市の総人口に占める割合

も45.9%に達する。なかでも、本稿の主要な分析対象地であるホルチン左翼後旗（「旗」は漢族地域の県級行政区画に相当し、日本でいえば郡に相当する）および隣接するホルチン左翼中旗にはモンゴル族が集住しており、それぞれ「旗」の総人口の72.7%と73.6%を占める（内モンゴル自治区第六次全国人口普查領導小組弁公室・内モンゴル自治区統計局編、2012、pp. 85-90）。

鈴木（2012、p. 19）は、「内モンゴル東部地域とは、清の崩壊後、外モンゴルが独立して、中国領内に取り残された内モンゴルの東側をさし、本書では、とくに、満州国に取り込まれたモンゴル地域の全域をさして用いる」としているが、本稿の内モンゴル東部地域概念もこれに近い。なお、清朝は1636年に、内モンゴル東部地域のうち、現在の通遼市、赤峰市、興安盟のあたりに三つの盟（図2参照）を設けた。このうち、通遼市と興安盟の前身に当たるのは哲里木（ジリム）盟であるが、清朝時代の哲里木盟の版図の東半は現在、黒龍江省、吉林省、遼寧省に分属する。

哲里木盟に属する「旗」の一つであったホルチン左翼後旗も、設立当初と現在の版図を比較すると、面積

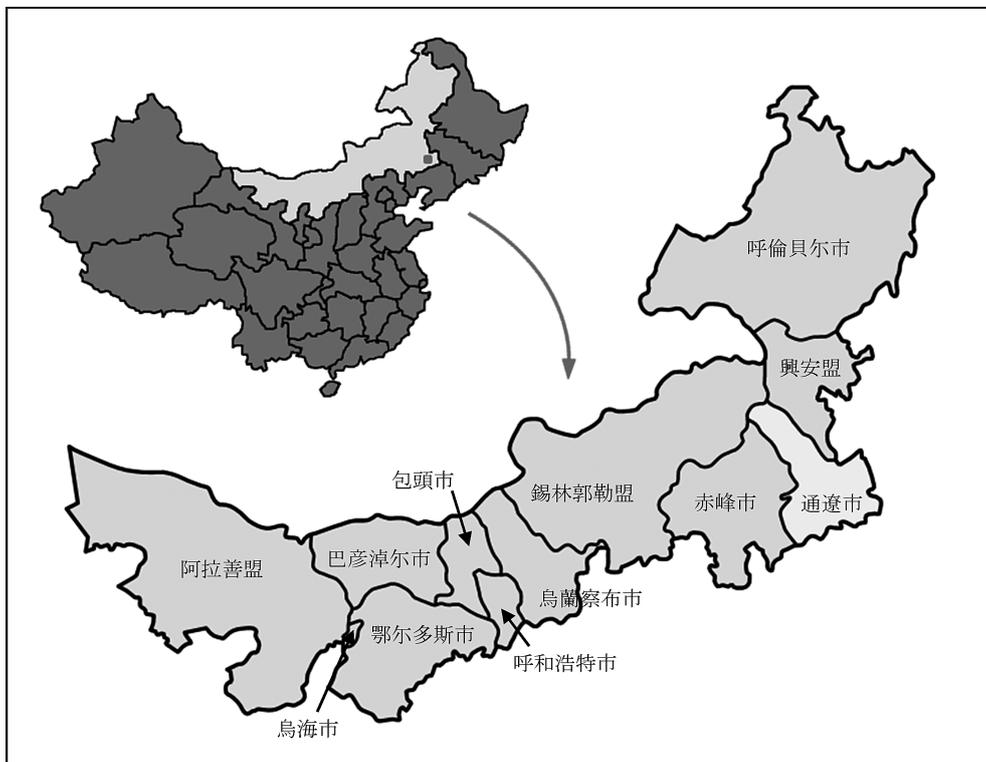


図1 内モンゴル自治区行政区画
出所：通遼市—Wikipedia—より作成。



図2 内モンゴル東部地域の三つの盟（清朝期）
出所：鈴木仁麗，2012，p.73に加筆。

が半減しており、ホルチン左翼後旗の管轄から外された地域は、現在遼寧省および一部吉林省に属する。このように、本稿が分析の対象とする内モンゴル東部地域では、清朝期以降、モンゴル族の統治する範囲が徐々に狭まるという現象が進行している。

本稿の課題は、近現代における内モンゴル東部地域の農業変遷、ならびにそうした変遷をもたらした要因を明らかにすることにある。なお、この場合の近現代は、主に清朝成立から「改革開放」前の人民公社期までを対象としており、「改革開放」後の農業状況の変

化については、取り上げていない（注4）。

内モンゴル東部地域のモンゴル族は、伝統的に遊牧（定住地を持たない移動型の放牧）を中心とする牧畜業を行っていたが、現在では定住放牧による牧畜業と耕種農業を両立させた半農半牧畜業を営んでいる。結論を先取りして述べるならば、元々遊牧を行っていた内モンゴル東部地域のモンゴル族が定住化した要因として、清朝期以降じわじわと進む、漢族の内モンゴル東部地域への移民、開墾とこれに伴う草原面積の縮小があると考えられる。また、内モンゴル東部地域への

漢族移民の背景には、山東省、河北省などにおける漢族人口の増大に加えて、清朝、中華民国等、その時々
の統治権力の移民政策、また入植者を受け入れる側で
あるモンゴル王公の利害も関係している。

内モンゴル東部地域の農業における半農半牧畜業の
形成過程を明らかにすることは、現在の内モンゴルの
農業状況を理解するうえできわめて重要な意義を持
つ。というのは、内モンゴルは中華人民共和国の主要
な畜産物主産地の一つであるのみならず、近年では食
糧主産地の一つとして位置づけられるようになったか
らである。また、内モンゴルにおけるモンゴル族の生
活スタイルの変化を知るうえでも前提となる不可欠な
作業である。

本稿は、内モンゴル東部地域のなかでも、漢族移民
および土地開墾が顕著であるうえに、現在でも広くモ
ンゴル族による半農半牧畜業が営まれている、旧哲里
木盟（現在の通遼市、遼寧省康平県、昌図県など）な
かでも現在の通遼市に属するホルチン左翼後旗の動向
を中心に論じる。研究方法としては、主に哲里木盟と
くにホルチン左翼後旗の地方誌および公文書（档案資
料）を用いた歴史事例分析の手法を用いた。ただし、
先行研究成果に負うところも多い。

なお、内モンゴルの歴史に関する研究は、大変盛ん
であるが、内モンゴル東部地域の農業を対象にした研
究はそれほど多くない。そのなかで、ボルジギン
(2003) は、内モンゴル東部地域に関する文献史料と
フィールド調査を結合させることによって、蒙地開墾
の歴史を解明したうえで、同地域における「農耕モン
ゴル人村落社会」の形成過程を描きだした。そして、
「農耕モンゴル人村落社会」は、漢人社会と遊牧モン
ゴル人社会との間の衝突の産物であり、妥協の産物で
もあるとしている。農耕モンゴル人村落形成の要因
は、モンゴル社会内部の発展によって自発的におきた
ものではなく、漢人の入植、開墾という外部要因によ
ってもたらされたものであるとしている。同氏の研究
は、内モンゴル東部地域のモンゴル族社会に関する、
歴史学的研究と社会学的研究を結合させた先駆として
位置づけるべきであり、その功績は大きい。ただし、
ボルジギン氏の関心は主にモンゴル族の定住化と村落

形成にあり、定住化に伴う半農半牧畜業については、
ほとんど触れられていない。

また、内モンゴル東部地域の農業に関して、吉田
(2007a) は、近現代において、漢人移住者の進出に
よって、内モンゴル東部地域の経済は変容し、遊牧は
大部分が「定着牧畜」と化し、さらに「定着牧畜」が
押しのけられる形で、半農半牧経済と農耕経済の地域
が広く形成されたとしている。同氏の研究は、近現代
内モンゴル東部の地域文化を理解するにあたって優れ
た研究であるといえる。しかし、「半農半牧」という
概念を導入したものの、「半農半牧」の農法的ないし
農業経営の特徴について、具体的に言及されていない
ところが惜しまれる。

2. 遊牧による牧畜業、漢族移民の始まり

内モンゴルの16の「アイマク」（注5）の49人の首
領は、1636年までに清に降伏した（注6）。清太宗は
1636年、服属した内モンゴルに49の「旗」を定め、
49人のモンゴル族首領達を49の「旗」の旗王に冊封
した（現在の呼倫貝爾市および阿拉善盟あたりのモン
ゴル族の首領は、この時点ではまだ清に服属してい
ない）。この結果、旗札薩克（旗王の下の行政機関）が
誕生した。

従来の16の「アイマク」は6まで縮小され、「旗」
の上に「盟」（「アイマク」を中国語で「盟」という）
として置かれた。そのため、内モンゴルは「6盟49旗」
と呼ばれ、その内訳としては、東部地域に卓索図盟
（ジョソト盟、5旗、現在の遼寧省西部および赤峰市
の一部）、哲里木盟（ジリム盟、10旗、現在の通遼
市、興安盟など）、昭烏達盟（ジョーオダ盟、11旗、
現在の赤峰市とほぼ同じ範囲）、中部地域に錫林郭勒
盟（シリソグロ盟、10旗）、烏蘭察布盟（ウランチャ
ブ盟、6旗、現在の烏蘭察布市）、西部地域に伊克昭
盟（イクジョー盟、7旗、現在の鄂尔多斯市）が含ま
れた。

本稿の主要な分析対象地であるホルチン左翼後旗
は、「ホルチンアイマク」（注7）が1650年に清によ
って、左翼と右翼に分けられ、さらに左翼と右翼それ
ぞれが中、前、後という合計六つの「旗」に分けられて

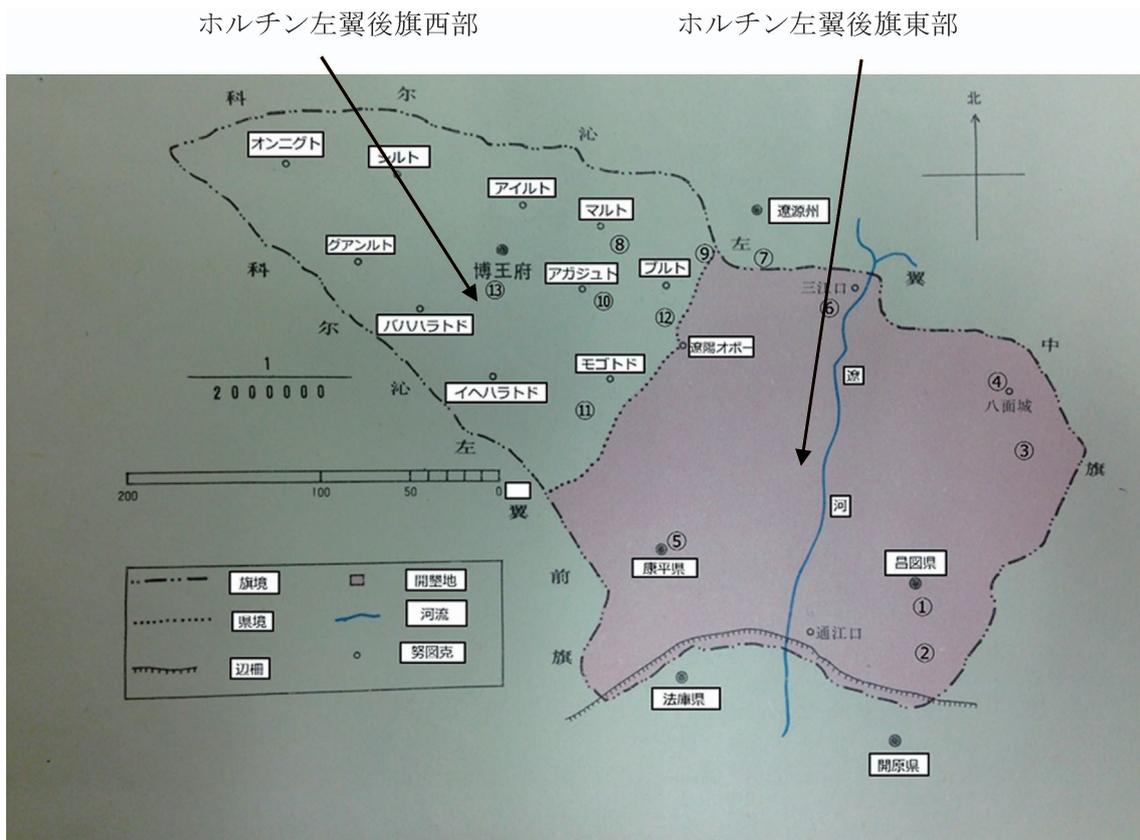


図3 清末期のホルチン左翼後旗
出所：科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993より作成。

誕生した「旗」である（図2参照）。ホルチン左翼後旗の、当時の総面積は3万5,100 km²であった（科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993，p. 3）。

現在のホルチン左翼後旗の面積は1万1,476 km²であるから、管轄範囲が大幅に縮小したことになる。これは、漢族移民の開墾入植の結果、漢族が集住する地域となったホルチン左翼後旗東部（図3参照）に、昌図県、康平県、遼源州（現在の双遼市の一部）などの行政区を設置し、これを順次ホルチン左翼後旗から切り離していった結果によるものである。

表1には、清におけるモンゴル「旗」の土地所有状況を示した。旗王および「閑散王公」（旗王以外の貴族）が官地を所有し、旗王はほかに私地を所有することになった。一般モンゴル族には放牧地が与えられ、それ以外の共有の公地は共同利用するとされた。劉金鎖（1985，p. 210）によれば、一般モンゴル族は放牧地と共同利用の公地が与えられる代わりに、旗札薩克に納税する仕組みであった。

表1 清におけるモンゴル「旗」の土地所有状況

旗王	官地	旗札薩克が世襲する
	私地	旗王の子供達が世襲する
閑散王公	官地	冊封された者が私地とする
	旗共有の公地	
一般モンゴル族	放牧地	

注：旗共有の公地を旗王と閑散王公も放牧地として使う。
出所：鉄山博，1999，p. 127より作成。

清は、「旗」制度以外に、内モンゴルで「封禁政策」を実施した。「封禁政策」の本来の目的は、漢族の満州地域への移住に対して施行した封禁令である。東北三省（遼寧、吉林、黒龍江）は、満州族の発祥地であるため、漢族の移民および開墾を厳しく制限した。内モンゴルでもこの封禁令が適用され、漢族のモンゴル「旗」への移民および開墾が厳しく制限され、なおかつモンゴル族の「旗」を超えての移動も禁止された。すなわち、モンゴル族には、土地を所有する権利は与えられたが、開墾する権利は与えられなかった。

清が定めた「旗」制度と「封禁政策」により、各旗の境界がはっきりとし、モンゴル族同士の内戦、あるいはモンゴル族と漢族や満州族との衝突がなくなり、モンゴル族の生活は安定した。清は、基本的に遊牧を中心とした牧畜業を奨励していたことから、牧畜業は発展を遂げた。清に従ったモンゴル各旗にある程度税金を軽減する政策を取り、モンゴル王公の重い税金徴収を禁止した（蒙古学百科全書編集委員会，2009，pp. 67-68）。これらの政策の結果、各旗に所属していた一般のモンゴル族は、それなりの家畜を所有できるようになった。ただし、大量の家畜と土地は、やはり直接モンゴル王公など一部上層階層の手に握られていた。

清における牧畜業は、伝統遊牧（後述する）と異なる点もあった。最大の違いは放牧地の縮小である。従来も「アイマグ」を超えての放牧は禁止されていたが、「アイマグ」の面積は清の「旗」よりよほど広がった。しかし、清によって「旗」が定められた後、「旗」を超えての放牧が厳しく制限されたことから、放牧地が狭くなり、旗内、しかも指定された場所（表1の旗共有の公地と放牧地）のみで放牧することになった。このような移動可能範囲と放牧地の縮小は、遊牧が定住放牧に転じた要因の一つである。

「封禁政策」下の内モンゴル東部地域のモンゴル族は、遊牧による牧畜業を中心に行っていたが、耕種農業をまったく行っていなかったわけではない。伝統的に遊牧の移動の特性に応じて、「モンゴル式農耕」が行われていた。「モンゴル式農耕」とは、モンゴル語の「ナマグタリヤ」のことであり、「ナマグ」は湿り気のある土壌を指し、「タリヤ」は畑を指す。「ナマグタリヤ」は、主に成長期間が短いキビ、蕎麦、アワなどを栽培し、種まき（注8）した後、一切手入れをせず、秋になると収穫するのみであった。そのため、単収はとても低いとされている。手入れをしない理由は、主な労働時間を遊牧に充てるからである（蒙古学百科全書編集委員会，2009，p. 130）。

他方、清初期から、山東省、河北省などの漢族移民が内モンゴル東部地域の卓索図盟あたりに流入するようになった。「封禁政策」により漢族の移民および開

墾は禁止されていたが、清は社会の安定を考慮して、流入した漢族移民を追放しなかった。このような漢族移民の到来が、卓索図盟のモンゴル王公の需要とある程度一致した。モンゴル王公は、彼らに土地を開墾させて、小作料を得ることで、収入を増やした。このような動きは、「封禁政策」の下で行われていたことから、モンゴル王公による「私墾」と呼ばれた。

なお、このようなモンゴル王公による「私墾」は、清の初期頃に卓索図盟に属す「旗」で頻繁に行われていたが、哲里木盟に属す「旗」まで浸透していなかった。というのは、卓索図盟の土地条件は哲里木盟よりも肥沃で、農業条件に恵まれ、地理的にも卓索図盟は哲里木盟の西側に位置し、直隸省（図2参照、ほぼ現在の河北省に相当する）と隣接していて、漢族移民が流入しやすかったからである。

漢族移民の内モンゴル東部地域への流入は、「封禁政策」によって厳しく制限されていたにもかかわらず、止まらなかったことは、山東省、河北省などの地域の人口圧はよほどであったと思われる。

それでも、「封禁政策」の下では、土地はあまり開墾されておらず、土地利用は主に放牧地としてであった。「封禁政策」下の内モンゴル東部地域の農業は、モンゴル族による遊牧を中心とし、「モンゴル式農耕」を加えたものであった。言い換えれば、「封禁政策」は内モンゴル東部地域の草地保護に、ある程度効果を上げていた。

以下で、本格化した内モンゴル東部地域への漢族移民および土地開墾状況をホルチン左翼後旗の事例から検討する。

3. 本格的な漢族移民および土地開墾

1) 漢族移民による人口増加

1632年のホルチン左翼後旗の人口は、約2万人であった。清代における漢族移民の流入とモンゴル族の人口に関する統計は取れないが、清末期、中華民国期および満州国期の一部の年の統計が取れる。後述するように、漢族移民および土地開墾が激しいホルチン左翼後旗東部（現在の遼寧省昌図県、康平県および吉林省双遼市の一部）と、それと対照的に漢族移民が比較

表2 1910年の昌図県の人口状況
単位：戸、人、%

モンゴル族		漢族		その他		合計	
世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
2,999	24,559	47,369	364,616	1,683	14,396	52,051	403,571
5.8	6.1	91.0	90.3	3.2	3.6	100.0	100.0

出所：遼寧府県誌編，1910，p. 382より作成。

的少ないホルチン左翼後旗西部（現在のホルチン左翼後旗の境内）に分けて検討する。

まず、昌図県、康平県、遼源州を含むホルチン左翼後旗東部の人口状況を見る。統計の制約から、ここでは昌図県、康平県のみを取り上げる。表2に1910年の昌図県の人口状況を示した。1910年の昌図県の総人口は40万3,571人に達した。そのうち、漢族人口は36万4,616人であり、全体の90.3%を占める。モンゴル族人口は2万4,559人であり、全体の6.1%を占めるのみである。昌図県の人口増加状況から、清代における漢族流入の勢いの激しさを読み取れる。

表3には、1910年の康平県の人口状況を示した。1910年の康平県の総人口は5万4,615人である。そのうち、「県」戸籍人口は5万3,526人で、全体の98.0%を占める。「旗」戸籍人口は1,089人であり、全体の2.0%を占めるにすぎない。県内に「旗」戸籍人口が存在するというのは理解しにくいかもしれないが、康平県はそもそもモンゴル族の居住（放牧）地域であるホルチン左翼後旗の境内に、後から設立された県であり、旗札薩クの管轄下にある人口が残っていたとしても不思議ではない。いずれにしろ、康平県においても、清代における漢族人口の増加は著しかった。

次に、ホルチン左翼後旗西部、すなわち今日のホルチン左翼後旗の境内における人口増加状況を、表4に示した。1632年から1910年までに、総人口は1万5,950人増加したが、年増加率は0.2%でしかない。すなわち、東部とは対照的に、西部では清代にほとんど人口が増えていない。

満州国が成立した後、関東軍が漢族商人を招き入れたことと、旗外の人を旗内に定住させたことが、満州国期にホルチン左翼後旗の人口が急増した大きな要因である。とくに1938～1940年の年増加率は38.2%に

表3 1910年の康平県の人口状況
単位：戸、人、%

旗戸籍		県戸籍		合計	
世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
165	1,089	21,300	53,526	21,465	54,615
0.8	2.0	99.2	98.0	100.0	100.0

注1：旗戸籍は、大部分モンゴル族であると思われる。

注2：県戸籍には、漢族、満州族、漢軍、その他民族が含まれるが、漢族が大半を占めるとと思われる。

出所：遼寧府県誌編，1910，p. 575より作成。

も達した。その後の人口増加は緩やかであったが、中華人民共和国の成立後1980年までの人口増加率は年率3.0%前後と比較的高く、とくに1949～1953年の人口増加率は年率7.3%に達した。

一方、民族別に見ると、清康熙年間（1662～1722年）以前にはモンゴル族以外の民族はいなかった。その後、雍正（1723～1735年）の頃、皇帝の娘達がモンゴル王公に嫁入りするのに伴い、世話をする使用人の満州族が旗内に定住した。嘉慶（1796～1820年）、道光（1821～1850年）の頃になると、漢族も「旗」の東南部に流れ込むようになった（科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993，p. 188）。

民族別人口統計が手に入る四つの年次について、モンゴル族人口の割合をみると、1933年においても72.5%という高い数字を示している。その後1940年までに大幅な低下がみられるが、1940年以降は1988年までほとんど変化していない。満州国期の1933～1940年にモンゴル族人口の割合が低下したのは、上述した関東軍の政策が関係しているのであろう。

いずれにしろ、同じホルチン左翼後旗でありながら、東部の康平県におけるモンゴル族人口の割合が1910年にわずか2.0%、昌図県においても6.1%でしかなかったのに対して、西部（現在のホルチン左翼後旗）の1933年に72.5%という数字は、あまりにも対照的である。ホルチン左翼後旗東部は、遼河流域で農業条件に恵まれていることもあり、清代に大量の漢族流入と土地開墾が進み、「漢式農耕」（注9）地域が形成された。

その結果、東部では放牧地が縮小し、その地のモンゴル族は漢族と混住し、漢族の農業生産技術、生活習

表4 ホルチン左翼後旗の人口増加状況

単位：人，％，戸

年	総人口	増加数	年増加率	世帯数	民族別人口			モンゴル族の割合
					モンゴル族	漢族	その他	
1632	20,000			3,000				
1910	35,950	15,950	0.2					
1914	37,428	1,478	1.0					
1919	40,981	3,553	1.8					
1930	43,751	2,770	0.6					
1933	51,012	7,261	5.3		37,000	14,012		72.5%
1938	58,290	7,278	2.7					
1940	111,329	53,039	38.2		77,207	33,899	223	69.4%
1941	112,617	1,288	1.2					
1947	117,338	4,721	0.7	19,738				
1949	124,835	7,497	2.9	23,045	85,375	39,114	346	68.4%
1953	165,046	40,211	7.3	32,032				
1958	190,238	25,192	2.9	38,102				
1962	210,712	20,474	2.6	41,841				
1965	233,726	23,014	3.5	43,645				
1970	275,731	42,005	3.4	47,956				
1975	315,916	40,185	2.8	55,124				
1980	366,426	50,510	3.0	71,106				
1988	367,325	899	0.0	76,597	255,261	106,659	5,405	69.5%

注：民族別人口の統計があるのは、4つの年次のみである。

出所：科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993，pp. 161-162より作成。

慣，文化と言葉を身につけるか，もしくは共同利用が可能な放牧地を求めて，ホルチン左翼後旗西部（もしくは他の「旗」）に移動するかを選択を迫られた。実際，図3によれば，ホルチン左翼後旗の10の遊牧「努図克」（注10）は，清末までに，すべて西部（現在のホルチン左翼後旗境内）に移動している。

2) 漢族移民による土地開墾

清中期から，「封禁政策」は，あまり効果を上げることができなくなった。その理由は，移民してくる漢族の勢いが激しく，それをモンゴル王公も積極的に受け入れたからである。内モンゴル東部地域は膨張する漢族移民の受け皿となったのである。漢族移民は，時にはモンゴル王公に小作料を支払わずに無断開墾を行い，この開墾がモンゴル王公に不法開墾として扱われた。

敵密には，清朝が「封禁政策」を実施していたことから，モンゴル王公による「私墾」と漢族移民による無断開墾は，両方とも不法開墾であった。モンゴル王公による「私墾」と漢族移民による無断開墾の違いは，漢族移民がモンゴル王公に小作料を支払うかどうかであった。一般モンゴル族にとっては，両方とも放牧地の縮小をもたらしたことに変わりはない。

清はこのような社会問題に直面し，社会秩序維持のため，1802年に漢族移民の内モンゴル東部地域への入植および開墾，それと同時にモンゴル王公が小作料を徴収することを許可した。これを「借地養民」という。モンゴル王公は清朝により土地を強制的に提供させられたが，小作料を得られることから，これを積極的に受け入れた。

清は上述した人口圧などの社会問題以外に，国内外情勢として1840年のアヘン戦争，1850～1864年にか

けての太平天国の大規模な反乱，1894～1895年の日清戦争などを経験しており，反乱を起こした農民，戦争などで財産を失った多くの漢族の居住を解決しなければならなくなった。

とくに，1900年に起きた義和団事件の事後処理のために，列強と結んだ「北京議定書」（「辛丑条約」）（1901年）に伴い，列強に膨大な賠償金を支払うことになり，財政危機に陥った。このような状況を背景に，清は1901年に「封禁政策」を全面的に改め，積極的に内モンゴルへ漢族を移民させ，土地を開墾させて小作料を徴収するとともに，ロシアの南下に備えて辺境を守ろうとした。この政策を「移民実辺」と呼ぶ。

1911年の「辛亥革命」により，1912年に中華民国が成立した。この時期からモンゴル王公による「私墾」のみならず，軍閥も小作料を目的に「私墾」を行うようになった。1932年に満州国が成立し，満州当局は，漢族農民あるいは商人を招き入れて土地を開墾させた。これを「招民開墾」という。

表5 および図3に，清朝以降における，ホルチン左翼後旗の土地開墾状況を示した。

第一に，清代にホルチン左翼後旗東部の土地は，1791年から1899年まで6回に分けて開墾されており，その面積は50万 ha に達した。開墾された土地のほとんど（図3，②③④⑤）が「借地養民」によるものであり，一部が漢族移民による無断開墾（図3，①）（なお，清朝はモンゴル王公と漢族移民の間に調停に入り，1809年から小作料が徴収された）であり，一部がモンゴル王公による「私墾」（図3，⑥）であった。

1806年に図3，①②③④の土地に昌図県が設立され，旗札薩克は小作料を受け取る「地局」を県内に設けた。図3，⑤の土地に1880年に康平県が設立され，旗札薩克は県内に小作料を受け取る「地局」を設けた。

第二に，中華民国期にホルチン左翼後旗西部（図3参照）まで土地開墾が進んだ。モンゴル王公の「私墾」により図3，⑩⑪の土地が開墾され，軍閥の「私墾」により図3，⑦⑧⑨⑫の土地が開墾された。なお，図3，⑦の土地に1902年に遼源州（1913年に遼源県に昇

表5 ホルチン左翼後旗の土地開墾状況

開墾年	開墾の性格	開墾主体	図3上の位置	現在の行政区画	開墾された面積(ha)	
1791	無断開墾	漢族農民	①	遼寧省 昌図県	50,000	
1806	借地養民	清朝	②		112,500	
1812			③		164,000	
1820			④		142,340	
1828			⑤		遼寧省 康平県	21,718
1899			私墾	モンゴル王公	⑥	吉林省 双遼市
1924	軍閥	⑦		⑧	ホルチン 左翼後旗	5,000
						2,000
						2,300
						不明
1924～1931	モンゴル王公	⑩		⑪	11,600	
1931	軍閥	⑨		⑫		4,000
						1,000
1935～1936	招民開墾	興安省		⑬		不明

注1：招民開墾とは，漢族農民あるいは商人を招き入れて開墾させることを指す。

注2：上記以外にも多くの私墾が行われたと推測される。

出所：科尔沁左翼後旗志編集委員会主編，1993，pp. 211-212より作成。

格，現在の双遼市の一部）が設立され，旗札薩克は小作料を受け取る「地局」を州内に設けた。

第三に，満州国期にも東科後旗公署（注11）による「招民開墾」がホルチン左翼後旗西部で行われた。1935～1936年にかけて，東科後旗公署は図2，⑬の土地を開墾するとともに，遼源県，康平県などから商人を招き入れ，商店および日用品の工房などを営業させた。

モンゴル王公は，旗内であっても府，庁，州，県などが設けられた地域では，小作料を取る権利は保持したものの，行政的に介入できないことになり，統治権力をなくした（鉄柱・黒龍主編，1999，p. 241）。

以上をまとめると，清代の漢族移民の無断開墾とモンゴル王公の「私墾」から始まった土地開墾が，清朝による「借地養民」，「移民実辺」，中華民国期のモンゴル王公および軍閥による「私墾」，満州国期の「招民開墾」などを通じて本格化した。内モンゴル東部地域への漢族移民および開墾の要因は，社会経済，政策

転換, 国内外情勢, モンゴル王公と軍閥の利害の四つに整理できる。

第一に, 社会経済的要因とは, 長城以南の人口圧により貧困化した漢族移民が, 内モンゴル東部地域へ流入するようになり, その勢いが激しかったことである。第二に, 政策転換とは, 「封禁政策」が「借地養民」政策, さらに「移民実辺」政策に転換したことである。第三に, 国内外の情勢として, アヘン戦争, 太平天国の反乱, 日清戦争, 義和団事件などによる混乱を指摘できる。第四に, モンゴル王公および軍閥の利害が関係している。とくに, モンゴル王公は「私墾」を通じて小作料を得られることから, 漢族の移民および開墾を積極的に受け入れたのである。

3) 土地所有変化

清代におけるモンゴル王公は, 小作料を目的に自分達が所有していた官地および私地を開墾させたのみならず, 力づくにより共同利用の公地および一般モンゴル族の放牧地まで開墾させ, 懐を豊かにした。漢族移民にとっては生活基盤を得られるようになるが, 一般モンゴル族にとっては放牧地を失うことにほかならない。このようにしてモンゴル族が土地を奪われ, 貧困化していった。また, これだけの土地開墾が行われたということは, いうまでもなく土地利用において, 放牧地が耕地化されたことを意味している。

中華民国になった後, 軍閥はモンゴル王公からまとまった土地を強制的に安い価格で買い取る, あるいは一般モンゴル族から無償で土地を取り上げ, 土地を集約して所有権(小作料を取る権利)を握ることに努めた。そして, 改めて漢族移民などに貸し付ける手段を取っていた。また, 中華民国政府はすでに開墾された土地において小作料を一律に大洋(一元銀貨)徴収と定め, 蒙地から得られる小作料の四割を中華民国政府に納め, 六割を旗札薩克に残すと決めた。

このようなモンゴル王公および軍閥の「私墾」を経て, 土地所有が軍閥, モンゴル王公, 地商(注12)などに集中し, 土地所有は複雑化していったと思われる。

額爾敦札布・薩日娜(2001, pp. 33-34)によれば,

モンゴル族の土地貸付には三つのパターンがある。第1に, モンゴル王公が直接漢族移民に貸すパターンである。永久と短期が含まれ, 永久の場合は, 土地の所有権と使用権が借りている農民の手に移る(事実上の売却)。短期の場合, 所有権がモンゴル王公にあり, 使用権のみが借りている農民の手に移る。第2に, モンゴル王公から地商(軍閥を含む)が土地をまとめて借り, 再び漢族農民に貸すパターンである。この場合の小作料は, 第1のパターンより高いとされる。第3に, モンゴル王公以外に, 一部の貧困モンゴル族も自分の放牧地を貸していた。彼らは緊急に現金が必要とされた場合, 仕方なく土地を地商に貸し出す。貧困モンゴル族の土地の貸し出しは, 「質」の性格を持っており, 借りた現金を地商に返さないかぎり, 土地は戻ってこない。

満州国が成立した後, 1934年に満州当局は, 旗札薩克傘下の昌図県, 康平県, 遼源県に設置された, 三つの小作料を受け取る「地局」を取り消し, 「東科後旗昌図県徴租局」, 「東科後旗康平県徴租局」, 「東科後旗遼源県徴租局」と改めた。

1938年に, 満州国当局は「開放蒙地処理懇談会」を開いた。会議には, モンゴル王公達の土地(「蒙地」)を開放し, 国家に献納することを許可することが溥儀によって提案された。満州国皇帝に献納された土地には, 清末期, 中華民国期, 満州国期に開墾されたこれまでのすべての土地が含まれ, その面積は61万5,636 haであった(科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編, 1993, p. 212)。献納された土地は, 事実上, 満州国当局に支配された。

1946年に「東モンゴル人民自治政府」(注13)が成立した後, それまでの一切の税金を無くし, 内モンゴル東部地域の経済回復と発展の初歩的な計画「経済建設総要」を制定した。「東モンゴル人民合作社」(満州国期の興農業合作社が基礎である)を作り, 製鉄, 織物, 車両製造修理・建造, 食糧, 皮加工産業を回復させた(興安盟党史資料徴集事務室, 1988, p. 260)。

1947年3月に中国共産党は, 「内モンゴル自治問題的指示」を公布した。「内モンゴルは中華人民共和国版図に属すること。内モンゴル人民革命党を組織しないこ

と。中国共産党の指導を受けること」を条件に、1947年5月に内モンゴル自治政府が成立した（曹永年主編，2007，p. 343）。

1947年10月に中国共産党が正式に公布した「中華人民共和国土地法大綱」を受け、ホルチン左翼後旗では土地改革が展開された。表6に、1947年の土地改革におけるホルチン左翼後旗の階級状況を示した。

1947年の総世帯数は1万9,738戸であった。そのなかで、貧農が1万2,039戸で、全体の61.0%を占める。中農が4,114戸で、全体の20.8%を占める。富農が1,545戸で、全体の7.8%を占める。地主が1,201戸で、全体の6.1%を占める。その他が839戸で、全体の4.3%を占める。

土地改革によって富農（7.8%）と地主（6.1%）が闘争対象になり、土地と財産を没収され、没収した土地は貧農（61.0%）などに分け与えられた。なお、土地改革によって没収された土地は耕地であり、郝維民編（1992，p. 253）によれば、放牧地は共同利用するとされた。

土地改革を通じて得られた資財は前線に送られ、ホルチン左翼後旗は人民解放軍の後方支援基地（注14）となった。しかし、土地改革によって形成された農民的土地所有は、人民公社化を通じて、集団所有となった。

まとめると、漢族移民および開墾は、土地の所有権をモンゴル王公および軍閥、地商に集中させた。土地の所有権は、満州国期に満州当局に支配され、土地改革を通じて、一旦農民的所有になるが、中華人民共和国の一部になった後、人民公社化を経て、集団所有となった。

以下では、漢族移民および開墾が、土地利用および

表6 土地改革における階級

階級	貧農	中農	富農	地主	その他
世帯数（戸）	12,039	4,114	1,545	1,201	839
割合（%）	61.0	20.8	7.8	6.1	4.3

注：61.0%の貧農が全旗耕地面積の7.1%を占めていたとされ、13.9%の富農と地主が全旗耕地面積の61.8%を占めていたとされている。

出所：科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993，p. 162より作成。

土地所有に及ぼした影響以外に、ホルチン左翼後旗にどのような影響をもたらしたのかについて検討する。

4. 遊牧から定住放牧への転換

1) モンゴル族の定住化の時期

ホルチン左翼後旗西部（現在のホルチン左翼後旗境内）では、清代に旗東部からの放牧地を求めたモンゴル族の流入、および開墾目的での漢族の流入（もちろん東部ほど激しいものではない）が進んだ。その結果、西部でも放牧地の減少が起こり、やがて旗内のモンゴル族の定住化（遊牧から定住放牧への転換）が進んだと考えられる。

そこで、ここでは哲里木盟地名委員会編（1990）に基づき、ホルチン左翼後旗西部における「屯＝ムラ」（注15）の成立時期をみることで、同地域におけるモンゴル族の定住化の時期を推定する。哲里木盟地名委員会編（1990，p. 283）によれば、ホルチン左翼後旗の「屯＝ムラ」は1985年に792カ所であった。表7には、792カ所の「屯＝ムラ」のうち、『哲里木盟地名誌』から統計の取れる784カ所の「屯＝ムラ」の成立時期を示した。

表7において、清朝の初期，中期，末期は便宜的に区切っただけであり，時代区分に意味があるわけでは

表7 ホルチン左翼後旗における「屯＝ムラ」成立状況

	成立時期	カ所	割合（%）
明朝	1488～1505年	1	0.1
清朝	初期（1636～1735）年	63	8.0
	中期（1736～1850）年	260	33.2
	末期（1851～1911）年	288	36.7
中華民国	1912～1931年	72	9.2
満州国	1932～1945年	13	1.7
土地改革	1947～1948年	2	0.3
中華人民共和国	1949年	12	1.5
	1950年代	52	6.6
	1960年代	1	0.1
	1970年代	13	1.7
	不明	7	0.9
	合計	784	100.0

出所：哲里木盟地名委員会，1990，pp. 295-382より作成。

表8 清代におけるホルチン左翼後旗の「屯＝ムラ」成立状況

単位：カ所

時 期	初 期				中 期			末 期				合計
	1636～ 1643	1644～ 1661	1662～ 1722	1723～ 1735	1736～ 1795	1796～ 1820	1821～ 1850	1851～ 1861	1862～ 1874	1875～ 1908	1909～ 1911	
	崇徳	順治	康熙	雍正	乾隆	嘉慶	道光	咸富	同治	光緒	宣統	
「屯＝ムラ」	5	26	24	8	174	15	71	8	41	188	51	611
年平均	0.6	1.4	0.4	0.6	2.9	0.6	2.4	0.7	3.2	5.5	17.0	2.2

注：年平均は、各時期における年平均の「屯＝ムラ」成立数。
出所：哲里木盟地名委員会，1990，pp. 295-382より作成。

はない。表7によれば、ホルチン左翼後旗の「屯＝ムラ」の成立時期、すなわち旗民が定住化した時期は、ほとんど清朝中期と末期に集中している。清末までに形成された「屯＝ムラ」が全体の78.1%、これに中華民国期を加えると全体の87.2%になる。後は、中華人民共和国建国後の1950年代に若干の山があるだけである。ホルチン左翼後旗西部におけるモンゴル族の定住化（遊牧から定住放牧への転換）は、清末までに完了していたと判断してよい。

清の支配が300年近くも続いたため、「屯＝ムラ」成立時期を、元号ごとに細かく整理すると表8のようになる。各元号の期間が大きく異なるので、年平均の「屯＝ムラ」成立数をみることで、「屯＝ムラ」の成立が集中する時期を特定できる。それによれば、「屯＝ムラ」の成立頻度が高いのは、清末期とくに光緒年間以降であることが分かる。1901年に「移民実辺」が開始されていることから、この政策が与えた影響が大きかったであろうことが、推測される。

2) 牧畜業における変化

清末期から中華民国期にかけての、モンゴル族の定住化に伴い、遊牧による牧畜業は定住放牧に転換した。厳密には、遊牧と定住放牧の間に半遊牧半定住放牧段階が存在するが、本稿では詳しく論じない。

遊牧による牧畜業とは、移動しながら放牧し、放牧しながら移動することを基本とし、モンゴル族の自然災害から逃れる唯一の方法でもあった。移動時期は、天然牧草の春に緑色になり、夏に成長し、秋に実り、冬に黄色くなるという自然の法則に従い、水を求めながら1年に四回、すなわち四季ごとに移動する。土

地そのものを放牧地として使い、牧草は収穫しなかった。

定住放牧とは、定住を前提に行われている牧畜業を指し、基本的に毎日家畜を放牧地に放牧し、夜は畜舎に戻し牧草を食べさせる飼育方式である。定住放牧の特徴は、草原を採草地（草の質がいい）と放牧地に分けることである。採草地では放牧を行わず牧草を取り、放牧地のみに放牧をする。

この方式は、遊牧ほど放牧地を必要としない（そもそも放牧地不足により遊牧が不可能になったことが前提である）が、牧草を取るための労働力が必要とされる。このような、遊牧による牧畜業の定住放牧への転換は、粗放的牧畜業から労働集約的（畜産業ほどではないが）牧畜業に転換したともいえよう。

放牧地の縮小に伴い、冬における家畜の飼育は危機的状况に陥った。内モンゴル東部地域の気候条件から、冬は寒く雪が降った場合、雪は翌年の3月にならないと融けないため、放牧地が雪に埋もれて、家畜の放牧が不可能となり、家畜が冬を乗り越えるのが困難となった。そのため、採草地で牧草を収穫し乾燥させて、家畜に食べさせた。遊牧の場合、遠くまで移動することによって、辛うじてこのような自然災害から逃れていた。

このような、草原の使い分けは1990年代初頭まで継続された。後述する耕種農業の定着および普及、とくに近年ではトウモロコシの市場価格高騰に伴い、採草地と放牧地がさらに耕地化され、牧草がトウモロコシの茎（サイレージ）などに代替されたことで、定住放牧は放牧を行わない畜産業へと転換しつつある。

5. 半農半牧畜業の形成

1) 「モンゴル式農耕」から「満州式農耕」への転換

前述のように牧畜業においては、遊牧から定住放牧への転換がみられた。他方、耕種農業の農耕方式においても、「モンゴル式農耕」から「満州式農耕」への転換がみられた。

清末までにホルチン左翼後旗西部においてもモンゴル族の定住化が進んでいたことから、「漢式農耕」が定着する条件は整っていた。しかし、中華民国期には政府の指導がなかったことや、ホルチン左翼後旗西部ではモンゴル族と漢族との接点が少なかったことから、「漢式農耕」は、旗東南に存在するものの、旗全体に普及していないまま満州国を迎えた。

「内モンゴル東部地域は、二〇世紀初頭までに遊牧が定住的牧畜に移行していた。この状態は一九二〇年頃まではほぼ同じままであったようである。だが定着的牧畜はその後も広がり、そのことは「シャンタイタリヤ」農耕を受容しやすい状態が広がっていたことを意味した。なぜなら遊牧より定着的牧畜の方が、牧民にとって農耕に関わりやすいからである。一九三〇年代に入ると、満州国時代となり、内モンゴルの牧地の保全が重視されたから、漢人の流入が引き続き絶えなかったとはいえ、「シャンタイタリヤ」農耕の普及は抑制されたと見られる。これらのことから分かるのは、内モンゴル東部地域の開墾された土地や漢人が特に多く住んでいた土地以外の場所では、モンゴル人はなお「ナマグタリヤ」農耕をよく行っていたということである」（吉田，2007b, pp. 287-288）。

内モンゴルの牧畜業に関する政策提言として、菊竹稲蔵は関東軍に、モンゴル人に牧畜業を維持させること、モンゴル人の土地を放牧地として残すこと、を求めている。菊竹はモンゴル人が農業に従事することに否定的であり、土地（県治地域外）を守り、農耕地の拡大を禁じ、旗内のその他の民族も牧畜業に還元すべきであると提言している（鈴木，2012, pp. 155-156）。

以上の二つの先行研究から、満州国初期には、牧畜業が優先されていたことがわかる。しかし、満州当局の権力が内モンゴル東部地域で強まっていくことと、

とくに関東軍の中国内陸部への軍事活動に伴い、牧畜業のみならず、耕種農業すなわち「満州式農耕」にも力を入れていったと思われる。「満州式農耕」とは、モンゴル族が、日本人の技術指導の下で行った農耕方式を指す。高粱を大宗とし、それ以外にトウモロコシ、大豆、アワ、キビ、蕎麦、緑豆が栽培された。

科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編（1993, pp. 215-235）によれば、1936年の食糧作付面積は約7万5,333 haであり、食糧総生産量は6万4,000 tであり、1 haあたりの生産量は0.85 tであった。中華人民共和国の一部になった後の単収は、1949～1960年まで1 haあたり平均で0.5 t前後（表9参照）であった。このような数字から満州国期の「満州式農耕」は、耕種農業において、それなりの成果を上げていたといえよう。

「東部蒙古地方の土壌が窒素分に稍乏しいのは缺點である。経営方法はその規模比較的大きく日本に於ける鋤は全く犁がこれに代わり萬能の農具となって居る。同時に畜力の使用が多い。施肥は厩肥に肥土を混じた土糞のみで殆ど他を施用しない。労力は支那の他地方に比して供給は多くないが日本その他海外諸国に比して賃銀は甚だ低廉である。地價は日本内地の價格に比して約その六分の一内外に過ぎない。土地の公課

表9 1949～1980年の農業状況
単位：ha, t, t/ha, 頭

年	耕種農業			牧畜業		
	食糧 作付面積	食糧 生産量	単収	家畜頭数		
				大家畜	小家畜	合計
1949	93,980	40,820	0.43	89,128	5,320	94,448
1952	111,827	67,620	0.60	142,060	12,981	155,041
1956	150,202	65,120	0.43	200,520	49,276	249,796
1960	145,733	72,500	0.50	223,479	100,145	323,624
1965	138,680	145,040	1.05	346,303	212,980	559,283
1970	124,400	145,400	1.17	312,203	185,977	498,180
1975	105,133	143,090	1.36	389,131	264,121	653,252
1980	93,740	127,790	1.36	315,460	283,854	599,314

注1：食糧は、トウモロコシ、大豆、雑穀、雑豆などである。
注2：大家畜は、牛、馬、ロバ、ラバ、駱駝である。小家畜は、羊と山羊である。

出所：科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993, pp. 217-245より作成。

も他に比して負擔軽くて日本の重税に比すれば同日の論でない。之を要するに満蒙の農産は主として其の気象関係より単位面積に対する収穫量は尠いけれど、生産費少なくして地値が低廉なるために農業経営としての利潤が遙かに大なるを見るのである」(渡邊得司郎, 発行年不詳, pp. 2-3)。

ホルチン左翼後旗において、東科後旗公署は1938年5月に吉日嘎郎(図3の博王府あたり)に「配種点」を設立し、日本から牝馬を連れてきて、内モンゴル在来の牝馬と交配して、品種改良を行った。8月から羊の「配種点」を前後して11カ所設立させ、同じように品種改良を行った。1932~1947年までホルチン左翼後旗の家畜の飼育頭数は、6.3万頭から9.8万頭まで増加し、年平均増加率は3.0%であった。

また、1938年から「食糧出荷」(出荷糧)制を実施し、個人や商店(注16)における食糧流通を取り締まった。1939~1940年に満州国当局は、「米穀管理法」、「米穀管理制度要綱」、「主要農産物販売法」などを公布し、食糧流通が「興農合作社」に掌握された。家畜においても同じように「出荷」制が実施された。

1940年に、吉日嘎郎に「興農合作社」(農業合作社と金融合作社を前身とする)を設立し、総務、事業、金融、交易、市場などの専門機関を設け、合作社の社長を旗長が兼任し、理事長を日本人参事官が担任した。1943年に同じく吉日嘎郎に「農業試験場」を建設し、日本人が技術指導を行った。家畜改良と農作物栽培実験を行うと同時に、乳製品工場、皮革工場、織物工場などを建設した。

このように満州国期には、役畜を使った犁の利用と堆肥施肥が普遍的になってきており、単収も比較的に高かった。とくに満州当局は「農業試験場」などを通じて技術指導を行っていたことから、満州国期には、「満州式農耕」を中心とした耕種農業が、ホルチン左翼後旗に定着したといえよう。言い換えれば、満州国期における農業は、定住放牧と「満州式農耕」の結合であり、半農半牧畜業を形成したといえよう。

2) 「満州式+漢式農耕」の普及

1950年6月、中華人民共和国政府が「中華人民共

和国土地改革法」を發布し、地主的土地所有を廃止し、「耕作者に耕地を与える(耕者有其田)」ことと、土地を「無産階級の貧困世帯」に均等に配分することを決定した。これを受けて哲里木盟政府は、1951年8月、「各旗・県の旗・県長会議」を開き、耕地の等級を変更(「調整地級」)して、食糧徴収を高めようとした(科尔沁左翼後旗档案局, 1951年8月31日, p. 10)。

1953年に食糧徴収は、統一買付統一販売制度に転換し、食糧生産農家は、食糧供出任務を課せられた。池上(2012, pp. 33-34)によれば、「中国政府は、1953年11月、食糧および油糧作物・食用植物油に対する統一買付統一販売(「統購統銷」)制度を導入した。食糧の統一買付統一販売制度の主要な内容は、以下の三点に整理できる。①食糧生産農民は、政府が規定する品目・数量・価格に基づき、余剰食糧を政府に販売する(統一買付)。農業税および国家の統一買付以外の食糧は自由に処分してよい。②都市住民と農村の食糧不足農家の自家用食糧および食品工業・飲食などの必要食糧は、政府が計画的に販売(配給)する(統一販売)。③食糧流通あるいは加工に携わる国営・公私合営・合作社経営のすべての商店・工場は、各地区の政府食糧部門の管理に帰する。食糧流通または加工に携わる個人経営のすべての商店・工場は、独自の活動を禁止され、政府食糧部門からの委託販売あるいは委託加工のみ許される」。

このような食糧供出任務の下で、内モンゴル東部地域では、「満州式農耕」が中華人民共和国の一部になった後も、モンゴル族に受け継がれ、「満州式農耕」を土台に「漢式農耕」を取り入れた。これを本稿では、「満州式+漢式農耕」として用いる。「満州式+漢式農耕」は、現在の中華人民共和国東北三省の耕種農業とほぼ同じく、食糧(注17)生産が中心である。ただし、内モンゴル東部地域の「満州式+漢式農耕」と東北三省の耕種農業の唯一の違いは、家畜の糞を大量に堆肥として使うかどうかにある。科尔沁左翼後旗档案局資料(1952年12月9日, pp. 1-7)によれば、1952年にホルチン左翼後旗において、施肥面積は耕地総面積の40.4%を占め、1951年よりも9.1%拡大した。

「満州式+漢式農耕」は、人民公社という集団農業

体制の下で行われたことを指摘しておく必要がある。科ル沁左翼後旗档案局（1952年11月5日，p. 49）によれば，中華人民共和国政府が，1951年12月に「農業に互助・合作を実施することに関する決議（草案）」を打ち出した。1952年末になると，「農業互助組」に参加した労働力は全旗の61.6%を占め，参加した世帯数は総世帯数の61.8%を占めるようになった。

「農業互助組」とは，個人や一つの世帯が生産単位であった従来の生産方式を打ち破り，二つあるいは三つの世帯が一つの組となり，耕作や牧畜業を行うことを指す。1953年に，「初級合作社」（初級農業生産合作社）を実験的に作った。「初級合作社」とは，農家が土地や農具，役畜を出し，協力しあって農業生産を行うことを指す（科ル沁左翼後旗档案局，1952年12月9日，pp. 1-7）。

1955年に中華人民共和国政府は，「農業合作化問題に関する決議」を出し，「農業互助組」と「初級合作社」が「高級合作社」（高級農業生産合作社）へと発展していった。「高級合作社」とは，土地を集団所有として，集団で農業生産を行うことを指す。「高級合作社」段階では，農牧民の少量の自留地と自家所有の家畜を除き，家畜・車両などの生産手段を一律に，低価格で買い取り，「高級合作社」のものにした。

1956年になると，「高級合作社」に参加した農家数は3万2,018世帯になり，全旗の農牧世帯の91.0%を占めるようになった。1958年10月に，ホルチン左翼後旗は人民公社化を実現した。人民公社への参加世帯数は，全旗総農牧戸の91.4%を占め，土地と家畜，農業用具は人民公社に統一的に管理された（科ル沁左翼後旗誌編集委員会主編，1993，pp. 90-91）。

表9には，ホルチン左翼後旗の1949～1980年の農業状況を示した。まず，耕種農業すなわち「満州式+漢式農耕」状況をみる。1949～1960年まで，食糧作付面積は増加しているにも関わらず，食糧生産は伸び悩んだ。その要因は，いうまでもなく単収が低かったことである。では，なぜ「満州式+漢式農耕」の単収は上昇しなかったのか。

科ル沁左翼後旗档案局資料（1955年1月3日～9月19日，pp. 32-33）によれば，「1955年7月17日，

ホルチン左翼後旗の第八区委員会（吉尔嘎郎）から，ホルチン左翼後旗委員会へ報告が出された。報告には最近，我が区の大衆達が役畜や家畜を殺し，食糧として食べたことはかなりあり，統計によると7月以降，61頭が屠殺された。東新アイルで，わずか15日間に39頭の家畜が屠殺され，幹部らがそれを制限する場合，大衆は食べるものがないから牛を食べたといっている。党员や幹部らもそうだった。A氏（党员）が役畜の牛を食べた。B氏が役畜の牛を殺す時，家族が泣き叫んでいた。ゲルマンハアイルのC氏は，10日間で2頭牛を殺して食べた。それ以外に，羊を食べた数が最も多く，ベイシントアイルの公安委員であるD氏は，20頭あまりの羊を鄭家屯に売った。以上の状況からみると，我が区における食糧問題が一時的に緩和したが，一部の大衆が食糧の統一買付統一販売に伴う食糧供出任務に対して，非常に不満に思い，一部の幹部，党员らも不満である」。

上述した档案資料からわかるように，役畜が食糧として食べられたことが頻繁にあったと思われる。耕種農業生産に不可欠な役畜を食べてしまうということは，その農家が生産手段を失うことを意味している。それに，このような現象は1955年であることから，人民公社化実現直前の「高級合作社」の段階であり，農家の家畜・車両などの生産手段を一律に，低価格で買い取っていた時期と重なっていた。おそらく農家は，安い価格で買い取られるぐらいなら，食糧供出任務に従い食糧を供出したから食糧が足りないという口実で，食べてしまったほうがましだと考えたのであろう。

また，上級政府に報告する食糧生産量は，実際の生産量より多く見積もられたので，食糧供出任務も増大した。例えば，1960年の報告生産量は15万tとされ，結果として食糧供出任務は4万5,000tとされた。この年の実際の生産量は7万2,500t（表9参照）であったので，食糧供出任務は，生産量の62.0%に相当した。供出した残りの食糧2万7,500tを当時の人口（約20万人，表4参照）で割ると，年間一人あたりの食糧は137.5kgとなる。ただし，この場合の食糧は，「原糧」（脱穀後の籾付き状態）（注18）である。

このような無茶な見積もりと食糧供出任務は、食糧不足問題を生じさせ、餓死者（注19）が出た。

「人民公社の集団農業経営システムのもとでは、農民は一所懸命働こうがいい加減に働こうが報酬は同じであったため、労働に対するインセンティブは低かった。統制的な流通システムのもとで、低価格での農産物供出を強いられたことも、農民のやる気をそいだ。計画経済システムのもと、農業経営の意思決定が現場を離れた上位機関においてなされたため、不適切で非効率な経営判断が下されることも日常茶飯であった」（池上・寶劔, 2009, pp. 5-6）。

つまり、このような役畜を食べてしまう、間違っただけの経営判断などの非常に非効率なことが頻繁に起こっていたことから、「満州式+漢式農耕」の単収が上昇できないことは容易に想像できるだろう。その要因は、人民公社という集団農業体制、食糧の統一買付統一販売などの政策的な要因である。科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編（1989, p. 434）よれば、1959～1961年、全旗は三年間連続で自然災害に遭い、食糧不足問題が発生したとされている。しかし、自然災害は少なからず食糧生産に影響をもたらしたかもしれないが、政策的、人為的な要因の方が大きかったように思われる。

以上のような失敗から、中国共産党は1962年に「農村人民公社工作条例修正案」を公布した。半農半牧畜業地域では緩和政策を開始し、社員の少量の自留地、自留家畜および農家の副業を許し、人民公社体制を安定させた。

単収が大きく上昇するのは1965年のことであり、1 haあたり1.05 tとなり、その後も徐々に上昇していった。単収上昇の要因としては、品種改良も考えられるが、1962年の「農村人民公社工作条例修正案」による緩和政策（農家の自留地と自留家畜を認めたこと）の方が大きいように思われる。このような単収から、「満州式+漢式農耕」は、ホルチン左翼後旗が中華人民共和国の一部になった後、約20年間の時間を費やして、やっと軌道に乗ったともいえよう。

食糧作付面積は、1956年の15万202 haをピークに、その後減少傾向に転じ、1980年には9万3,740 ha

となったが、単収上昇に伴い、生産量は12万7,790 tに達した。しかし、表4の人口増加状況と、食糧供出任務があることからみると、人民公社期は、慢性的な食糧不足問題から抜け出せなかったことは間違いないだろう。

次に、定住放牧による牧畜業状況をみる。1949～1965年まで、家畜頭数は一貫して増加をみせている。増加要因は、まず、分業体制にあると思われる。半農半牧畜業を中心とする人民公社では、生産単位である生産隊は「農業隊」と「牧畜隊」に分かれ、「牧畜隊」は食糧生産などのことに関わらなくても済むようになった。また、牧畜業を中心とする人民公社では、食糧供出任務はなかった。次に、最大の要因は、1962年以降、社員の自留家畜が認められたことにある。1965年の家畜飼育頭数55万9,283頭のうち、約30.0%が社員の自留家畜であった。

以上の分析から、ホルチン左翼後旗における人民公社化は、「満州式+漢式農耕」の普及を促進することが期待されたが、1965年までには大きな成果を上げられなかったといえよう。一方、人民公社期における牧畜業は発展をみせている。すなわち、満州国期に形成された半農半牧畜業には、大きな変化がみられなかった。

3) 移民政策

「満州式+漢式農耕」の普及を促進したもう一つの要因は、中華人民共和国政府が1955年に打ち出した「開墾するために移民させ、耕地面積を拡大し、食糧を増産する初歩的意見」である。同年8月18日に、哲里木盟政府は、中央政府の「意見」に対する、報告公文を出した。公文のタイトルは、「開墾するために移民させ、耕地面積を拡大し、食糧を増産する初歩的意見に関する報告」（科尔沁左翼後旗档案局, 1955, pp. 2-6）である。

この報告公文によれば、哲里木盟政府は、中央政府の「開墾するために移民させ、耕地面積を拡大し、食糧を増産する初歩的意見」を受けた内モンゴル自治区政府から、それを執行するという通知を受けた。このもとで、「意見」について、討論と研究を行い、「意見」

が、当面の食糧問題を解決し、社会主義改造を保障し、人民の生活を改善する重要な措置であると認識した。しかし、我らは、全面的に調査や測量を行っていない。とくに、耕種農業、牧畜業、林業に関しては、全面的かつ長期的な計画がない。そのうえ、開墾可能地の統計も足りないため、移民や開墾、耕地を拡大して食糧を増産することについて、具体的意見を出すのは、ある程度の困難がある。そのため、哲里木盟政府は、過去の資料と各旗、県の報告をもとにして、初歩的報告を出すことにするとして、以下のような報告を行った。

第一に、哲里木盟には、八つの「旗」、県、市がある。すなわち「旗」が五つ、県が二つ、市が一つ、913カ所の「屯＝ムラ」（そのうち半農半牧畜業と牧畜業の「屯＝ムラ」が316カ所）があり、世帯数は20万（そのうち農業世帯が16万3,000）で、総人口は103万人である（1954年12月末の統計）。総面積が5万7,000 km²、そのうち1万100 km²がすでに開墾された。また、都市が4,100 km²、河流や湖が4,122 km²、放牧地が1万2,034 km²、砂漠が1万6,660 km²、山林が3,330 km²、鉄道、道路などが2,834 km²、アルカリ性放牧地が1,800 km²である。当面の条件で未開墾地が2,020 km²で、そのなかで1,454 km²が開墾可能地である。

表10に、1955年当時、移民政策が実施される前の哲里木盟における開墾可能地1,454 km²の分布を示した。

第二に、開墾可能地1,454 km²は、「分散した開墾可能地」と「まとまった開墾可能地」に分かれる。「分散した開墾可能地」が7万4,400 haある。そのなかの奈曼旗とホルチン左翼後旗の6,000 haに対しては、移民させる必要がない。元々の農民によって、開墾させ、耕地を拡大させることができる。残りの6万8,400 haを地元や外地の農民の移民によって、開墾させる。仮に1世帯あたり3 haと計算すれば、2万2,700余世帯の移民が必要となる。すなわち、ホルチン左翼中旗においては、2万1,300 haに対して7,100世帯を、扎魯特旗においては、3万100 haに対して1万余世帯を、通遼県においては、1万 haに対して3,300

表10 哲里木盟における開墾可能地（14万5,400 ha）の分布

旗・県	開墾可能地面積(ha)	地勢、土質	(ha)当たりの予想食糧生産量
扎魯特旗	84,900	主に平原/黒土/黒砂、アルカリ性土壌もある	不明
科尔沁左翼中旗	37,500	主に平原/黒土、アルカリ性黄砂/混合土壌	800 kg
開魯県	7,000	主に平原/黒土	800 kg
奈曼旗	2,000	主に平原/黒土、砂質/堆積した土砂	700 kg
通遼県	10,000	主に平原/黒土	1,200 kg
科尔沁左翼後旗	4,000	主に平原/黒土、黄砂	800 kg

出所：科尔沁左翼後旗档案局資料，1955，pp. 2-6より作成。

余世帯を、開魯県においては、7,000 haに対して2,300余世帯をそれぞれ移民させることが可能である。

「まとまった開墾可能地」に対して、集団的に移民させ、国営農場を建設する。集団的に開墾する土地（500～2,000 ha）が13カ所で、合計1万4,000 haである。それに対して、4,630世帯（1世帯あたり3 ha）の移民、2,800人の労働力が必要である。扎魯特旗において、930世帯を集団的に移民させ、560人の労働力による国営農場を2カ所設立する。ホルチン左翼中旗において、3,700世帯を集団的に移民させ、2,240人の労働力による国営農場を11カ所設立する。

第三に、開墾することに関して、農民の経済力が足りないため、上位機関からの貸付金によって目標を達成する。初歩的に、1 haあたりの必要労働力が20人/日で、30元（1.5元/日）と計算し、必要とする役畜力（馬、牛、驢馬など）が40日で、30元（0.75元/日）と計算し、あわせて1 haあたりの貸付金が60元になる。そうすると、14万5,400 haを開墾するなら、872万4,000元の投資が必要である。移民させるのに、家屋や木材を準備することが重要である。なぜならば、移民するには、必ず新家屋が必要であるが、哲里木盟においては、木材が不十分である（科尔沁左翼後旗档案局，1955，pp. 2-6）。

もちろん、哲里木盟において開墾しようとしている1,454 km²の土地は、最も肥沃な土地である。中華人民共和国政府の開墾の目的は、内モンゴル以外に住む漢族の職業と住居を確保すること、ならびに食糧増産

と食糧徴収を高めることにある。

移民政策の実施に伴い、中華人民共和国政府は直接投資して、国営農場を作り、漢族を集团的に移民させ、「満州式+漢式農耕」の普及に努めた。扎魯特旗、通遼県、ホルチン左翼中旗などモンゴル族の人口比率が高いところへ移民させる人数が多く、元々漢族が多い開魯県に対して移民させる人数は、比較的少なかった。通遼県の周辺は、この時期からモンゴル族の姿が少なくなった。

清、中華民国、満州国などの歴史における漢族のホルチン左翼後旗への移民は、個々の農民が少しずつ流入するのが中心であった。そして、徐々に漢族が集住する地域を形成し、清および中華民国政府が、これらの地域に県ないし州を設けるパターンが中心であった。しかし、中華人民共和国政府の移民政策は、漢族の集団移民を奨励し、政府が直接投資してまで開墾を進め、国営農場と国営牧場を建設した点で、それまでの個別的な漢族移民とは異なる。

ここでは、「まとまった開墾可能地」における集団移民、国営農場の建設状況をみる。哲里木盟農牧場管理局主編（1998, pp. 61-344）によれば、通遼市境内に、前後して9カ所の国営農場、8カ所の国営牧場が設立された。これら国営農場の総面積は3,018 km²であり、うち耕地面積は3万933 haであり、残りの土地は放牧地とされた。国営農牧場の人口（原住民と移民を含むが、移民のほうが多い）は、1959年に1万4,064人、1964年に4万1,691人に達した。移民政策が実施され、前後してどれぐらいの漢族が移民してきたかの統計は取れないが、1982年の民族分布の統計が取れる。1982年の国営農牧場総人口7万8,536人のうち、漢族は5万4,292人であり、総人口の69.1%を占める。モンゴル族は2万2,616人であり、総人口の28.8%を占める。結果として、漢族人口が増加したことはまちがいない。

以下、移民政策の実施状況をホルチン左翼後旗の事例からみてみよう。ホルチン左翼後旗では、移民政策が実施される前の1954年に国営農場（勝利農場）が、すでに1カ所設立されていた。勝利農場は、食糧増産および食糧徴収のために設立された国営農場であ

表11 移民政策により前後して設立された国営農場、牧場
単位：ha, 人

名前	設立年	設立における指導機関	総面積	耕地面積	人口(合計)	
勝利農場	1954	内モンゴル公安庁労改局	6,667	3,693	1959年	3,510
モンゲンダバ牧場	1957	科尔沁左翼後旗政府	11,533	667		
シャジンタイ牧場	1962	内モンゴル公安庁労改局	20,520	980	1964年	6,396

出所：哲里木盟農牧場管理局編，1998，p. 63，p. 341より作成。

り、ホルチン左翼後旗の東南に位置し、設立における指導機関は、内モンゴル公安庁労改局であり、設立当時の農業労働者は主に受刑者であった。1955年の移民政策実施に伴い、勝利農場は漢族移民の受け皿となり、そのほか新たに2カ所の国営牧場が設立された。

表11には、3カ所の国営農場の状況を示した。これらの総面積を合わせると3万8,720 haに達した。公文では、「ホルチン左翼後旗の開墾可能地面積が4,000 haであり、移民させる必要がない。元々の農民によって、開墾させ、耕地を拡大させることができる」としている。それにも関わらず、前後して開墾された土地は5,340 haに達し、1959年の人口は3,510人となり、1964年には6,396人となった。なお、国営農場へ移民させる人数が多く、国営牧場へ移民させる人数は少なかった。

国営牧場における開墾面積は、国営農場における開墾面積に比べて少ないが、国営牧場が設立されたということは、ホルチン左翼後旗の総面積は減少しないが、そこに暮らしているモンゴル族の利用できる土地が、その分だけ狭くなるということの意味している。

6. おわりに

本稿では、近現代における内モンゴル東部地域の農業の変遷、すなわち遊牧による牧畜業から、定住放牧と耕種農業に至る過程を、とくに漢族移民および土地開墾との関係を中心に論じてきた。

内モンゴル東部地域において、清中期から中華人民共和国にかけて漢族入植および開墾が進んだ。その要因は、清中期から満州国期までの社会経済、政策転換、国内外情勢、モンゴル王公および軍閥の利害の四

つに加えて、中華人民共和国初期における、中国共産党の移民政策に整理できる。

漢族入植および開墾に伴い、内モンゴル東部地域の人口が急激に増加し、土地利用においては、放牧地が耕地または採草地へと転換した。このような人口増加および放牧地の縮小が、清末期から中華民国期にかけて、内モンゴル東部地域のモンゴル族に定住化をもたらした。モンゴル族の定住化に伴い、遊牧による牧畜業が定住放牧に転換した。

内モンゴル東部地域が満州国に取り込まれたことにより、耕種農業は「モンゴル式農耕」から「満州式農耕」に転換し、「満州式農耕」が定着した。すなわち満州国期に半農半牧畜業が形成されたといえよう。

内モンゴル東部地域が中華人民共和国の一部になった後、「満州式農耕」は、「漢式農耕」と合体し、「満州式+漢式農耕」となった。それが中国政府の食糧供出任務と国营農場建設を通じてさらに普及した。

内モンゴル東部地域の農業（広義）における牧畜業と耕種農業は、時代により異なる意味を持つ。第一に、清における農業は、遊牧による牧畜業を中心とし、「モンゴル式農耕」を補助的に行っていた。第二に、中華民国期における農業は、定住放牧を中心とし、耕種農業が「モンゴル式農耕」から「満州式農耕」へ転換する前段であった。第三に、満州国期における農業は、定住放牧と「満州式農耕」の結合であり、満州国期に半農半牧畜業が形成された。第四に、今日における内モンゴル東部地域の農業は、定住放牧と「満州式+漢式農耕」を両立させている。

内モンゴル東部地域の農業における半農半牧畜業の形成過程を明らかにすることは、現在の内モンゴルの農業状況を理解するうえできわめて重要な意義を持つのみならず、内モンゴルにおけるモンゴル族の生活スタイルの変化を知るうえでも不可欠な作業であるといえよう。

脚注

注1) 本稿では、土地資源における砂漠、林地、山地を対象としない。

注2) 内蒙古自治区統計局編(2013, pp. 288-518)によれば、2012年の内モンゴルの農作物作付面積は715万4,000 ha、

そのうち食糧作付面積は558万9,000 haであり、食糧生産量は2,528万5,000トンである。内モンゴル東部地域の食糧作付面積は458万9,850 haで、内モンゴルの食糧作付面積の約82.0%を占める。同様に食糧生産量は2,014万2,000トンであり、内モンゴルの食糧生産量の約80.0%を占める。

注3) 本稿では、内モンゴルが中華人民共和国の版図に取り込まれる前の時期(清、中華民国、満州国)におけるモンゴル人のことも、モンゴル族と呼ぶ。ただし、引用・参考文献では、原文のままとする。

注4) 「改革開放」後の内モンゴル東部地域の農業変遷については、ホルチン左翼後旗の一つのガチャー(村)の事例に基づく曉剛(2014)を参照されたい。

注5) モンゴル帝国崩壊後、中央集権がなくなり、分権になる。その分権を形成したのが、「アイマグ」(氏族)である。

注6) 内モンゴルの諸王公は清に服属した後、清の明および外モンゴルへの軍事活動に積極的に参加したとされる。

注7) 16世紀、チンギス・ハーンの弟であるハブト・ハサルの子孫は、額爾古納河、海拉尔河と呼倫湖の遊牧地域(現在の呼倫貝爾市とロシアとの国境地帯)から今日のホルチン左翼後旗の土地に移ってきたとされる。彼らは、いわゆる「ホルチンアイマグ」である。

注8) 種まきは、最初から犁などを使ってうねを作ってまくのではなく、「ナマグ」に適当に種をばらまき、その後、家畜の群れに何回か踏ませれば終わりにする。

注9) 吉田(2007b, pp. 285-286)によれば、内モンゴル東部地域における「漢式農耕」は、地元のモンゴル族からシャントイタリヤ(畝のある畑)と呼ばれており、役畜・犁を使って、作条、播種、覆土鎮圧し、その後何度か中耕除草し、最後に収穫するというもので、ナマグタリヤに比べて手間がかかる。また、その作物もトウモロコシ、小麦、高粱、アワ、大豆、緑豆、野菜など多彩である。

注10) 「努図克」は本来、故郷を意味し、今日の「蘇木」に相当する。「蘇木」は、漢族地域の「郷・鎮」と同格である。

注11) 1932年に満州当局はホルチン左翼後旗を東科後旗(この呼び名は1949年まで使われる)と改称し、のちに興安南省に属させ、旗札薩克を旗長とした。旧王府を東科後旗公署とし、旧来のモンゴル王公、一般モンゴル族の区別を取り消した。

注12) 地商は中華民国期に初めて出現したものではない。地商に関して、鉄山博(1999)が詳しい。

注13) 「内モンゴル人民革命党」によって、1946年2月26日に興安盟で設立された政府である。なお、「内モンゴル人民革命党」は、1925年10月13日に内モンゴルのモンゴル青年学生達により設立された政党であり、1946年4月に中国共産党により解散させられた。反帝国主義、反軍閥統治、反王公札薩克制度、反民族圧迫、モンゴル民族の自決自治政府の設立などを目標にしていた。

注14) 科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編(1993, p. 433)によれば、1948年に中国共産党は、ホルチン左翼後旗の農村に「食糧徴収委員会」(徴糧委員会)を組織し、食糧徴収を行い、2万4,000tの食糧が徴収された。しかし、実際には食糧生産が追い付かなかったため、約7,000頭の家畜(役畜を含む)が代わりに徴収された。このような食糧徴収は、1953年に後述する「統一買付統一販売」制度に転換する。

注15) 本稿の「屯」は「自然屯」すなわち「自然村」のことである。「屯」は中国東北方言で「村」のこと。中国の「自然村」は、日本の「集落」あるいは「ムラ」に近い。

そのため、本稿では、「屯＝ムラ」として用いる。

- 注16) 1920年まで、ホルチン左翼後旗では食糧商店や市場がなく、1927年に「大虎山－鄭家屯」(鉄道)が開通したことにより、1935年までに食糧商店が40カ所できた。
- 注17) 池上(2012, p. 11)によれば、中国の食糧は穀物のほかに豆類およびイモ類(サツマイモとジャガイモのみ)を含む。
- 注18) その「原糧」の内訳には、食料、種子、家畜飼料などが含まれる。種子は絶対に残さないといけないことから、実際に食料として用いられる「原糧」はもっと少なかった。家畜飼料としては、ほとんど使用されていないと思われる。
- 注19) 科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編(1993, p. 434)によれば、三つの「人民公社」で餓死者が出た。

引用・参考文献

- モンゴル語
- 額爾敦札布・薩日娜, 『蒙古族土地所有制特徴研究』, 遼寧民族出版社, 2001.
- 劉金鎖編著, 『蒙古史概要』, 内蒙古人民出版社, 1985.
- 蒙古学百科全書編集委員会編, 『蒙古学百科全書』経済巻, 内蒙古人民出版社, 2009.
- 鉄柱・黒龍主編, 『新編蒙古族簡史』, 内蒙古人民出版社, 1999.
- 中国語
- 曹永年主編, 『内蒙古通史』第4巻, 内蒙古大学出版社, 2007.
- 郝維民編, 『内蒙古近代簡史』, 内蒙古大学出版社, 1992.
- 科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編, 『科尔沁左翼後旗誌(1989年)』, 内蒙古人民出版社, 1993.
- 科尔沁左翼後旗誌編集委員会主編, 『科尔沁左翼後旗誌(1989～2007年)』, 内蒙古文化出版社, 2008.
- 遼寧府県誌編, 『宣統康平県誌』, 『中国地方誌集成』, 鳳凰出版社・上海出版社・巴蜀書社, 1910.
- 遼寧府県誌編, 『宣統昌図府誌』, 『中国地方誌集成』, 鳳凰出版社・上海出版社・巴蜀書社, 1910.
- 内蒙古自治区地方誌編纂委員会編, 『内蒙古年鑑2012』, 内蒙古人民出版社, 2013.
- 内蒙古自治区地方誌編纂委員会編, 『内蒙古年鑑2013』, 内蒙古人民出版社, 2013.
- 内蒙古自治区第六次全国人口普查領導小組弁公室・内蒙古自治区統計局編, 『内蒙古自治区2010年人口普查資料1』, 中国統計出版社, 2012.
- 内蒙古自治区統計局編, 『内蒙古統計年鑑2013』, 中国統計出版社, 2013.
- 興安盟党史資料徵集事務室編, 『興安革命史話』第2集, 内蒙古新聞出版局, 1988.
- 哲里木盟地名委員会編, 『哲里木盟地名誌』, 出版社不明, 1990.

- 哲里木盟農牧場管理局主編, 『哲里木盟農墾誌』, 内蒙古赤峰印刷集團公司, 1998.
- 周清澎主編, 『内蒙古歴史地理』, 内蒙古大学出版社, 1993.
- 日本語
 - ボルジギン・ブレンサイン, 『近現代におけるモンゴル族農耕村落社会の形成』, 風間書房, 2003.
 - 池上彰英, 『中国の食糧流通システム』, 御茶の水書房, 2012.
 - 池上彰英・寶劔久俊編, 『中国農村改革と農業産業化』, アジア経済研究所, 2009.
 - 鈴木仁麗, 『満州国と内モンゴル』, 明石書店, 2012.
 - 暁剛, 「内蒙古東部地域における農業政策が農地利用に及ぼした影響」, 『農村経済研究』第32巻第1号, pp. 74-80, 2014.
 - 吉田純一, 「近現代内モンゴル東部とその地域文化」, モンゴル研究所編, 『近現代内モンゴル東部の変容』, pp. 3-20, 雄山閣, 2007a.
 - 吉田純一, 「内モンゴル東部における伝統農耕と漢式農耕の受容」, モンゴル研究所編, 『近現代内モンゴル東部の変容』, pp. 272-294, 雄山閣, 2007b.
 - 鉄山博, 『清代農業経済史研究』, 御茶の水書房, 1999.
 - 渡邊得司郎, 『滿蒙農業論』, 明治大学付属図書館, 出版社と出版年次不明.
 - 档案資料
 - 科尔沁左翼後旗档案局, 1951年8月31日「為發去各旗県長會議總結」, 『政府档案(永久)』63巻.
 - 科尔沁左翼後旗档案局, 1952年11月5日「中共内蒙東部区委, 盟地委, 旗委, 工作組, 關於愛国生産運動, 生産記要, 重農輕牧, 互助組長訓練班等問題的通報, 總結報告」, 『旗委档案(永久)』53巻.
 - 科尔沁左翼後旗档案局, 1952年12月9日「1952年愛国増産競賽運動初步總結—中共科左後旗委員会」, 『旗委档案(永久)』53巻.
 - 科尔沁左翼後旗档案局, 1955年1月3日～1955年9月19日「旗政府: 基本数字的五種表格1, 6, 8, 9, 10, 11, 12区呈報土地調查, 農業生産方面的五種調查表格」, 『政府档案(永久)』62巻.
 - 科尔沁左翼後旗档案局, 1955年1月3日～1955年9月19日「中共後旗委, 旗盟工作組關於互助・合作運動中三位一体的階級政策, 社員投資, 農業社争分等工作報告, 意見等」, 『旗委档案(永久)』108巻.
 - 科尔沁左翼後旗档案局, 1955「合作部之牧畜増減, 農社互助組基本情况有關数字, 建設計画, 農業分類, 政治情况, 社代信情况表格」, 『政府档案(永久)』125巻.
 - 科尔沁左翼後旗档案局, 1955「關於墾荒移民擴大耕地面積増産糧食初步意見的報告」, 『政府档案(長期)』57巻.
- 本研究は JSPS 科研費24580332の助成を受けたものです。